

# 經濟論叢

第十卷 第一號

---

ルカーチにおける社会存在の 論理(→)……………	平井俊彦	1
国会開設請願運動の發展構造(→)……	内藤正中	21
わが国労働組合組織の若干の考察…	西岡孝男	44
A・A・ロザー「労働党政府とイギリス産業」 (1945—51)……………	金潤河	62

---

昭和三十二年七月

京都大學經濟學會

## 国会開設請願運動の發展構造(一)

内藤 正中

### 一 問題の限定

ブルジョア民主主義革命運動がめざす政治的課題は、特権階級による政權独占を否定して、議會制度の確立をもつて、全国民が政治に参加してゆく点にもとめられている。わたしたちの自由民権運動もまた、有司專制政府に對立し、それに代る国会開設のなかに、みずからの權利と利益を主張しつつ、要求實現のため全国的統一行動をもつてたたかつたものであつた。

わたしが、ここでとり上げようとしている問題は、自由民権運動、とりわけ国会開設を要求しつつ全国的なひろがりとなつたかまりを示すことになる明治十三・四年における、全国的統一戦線の形成過程にかんするものである。すてにわたしは、『自由民権運動と豪農層——美作自由党の成立』(『經濟論叢』七六卷一號)・『山陽自由党の組織過程』(同上誌七八卷一號)のなかで、岡山県を舞台とする民権派勢力の結集について、不充分ながら追究をしてきた。だがそこでは、士族民権——豪農民権——農民民権という指導者階層の交遷のありようが主要な課題とされ、国会開設請願運動のたかまりを期として、広汎な大衆的基盤に立つことができたといひながらも、指導層

と大衆とのつながりについては、ほとんど明らかにすることがなかった。したがって、国民諸階級の要求をふまえた階級關係の具体的な把握もなくして、ただたんに經濟的基盤の變化からだけで、民権運動家の政治的動向を説明していたにすぎなかった。こうした欠陥の克服が、本稿での最重要問題となる。「専制政府打倒」「国会開設」の統一綱領のもとに結集された全国民大衆にたいして、「民撰」の名において「一般人民」―「農工商卑賤三民」の動員が可能であった、とする場合も(『近代日本思想史』第一卷五七頁)、大衆参加を充分説明しているとはいえない。

民権運動の綱領・スローガンと、それに参加した個々の階級の利害にもとづく諸要求とは、厳密に区別することが必要である。「民撰議院設立」「国会開設」は、政治運動の目標・闘争スローガンであっても、決して運動参加者の具体的要求を、直接的に反映したものであるのではない。したがって、「国会開設」の統一綱領に結集した国民のなかには、政治にたいする直接的な参加を主張するものもあれば、他の要求をもって「国会開設」に期待して参加した階級も存在していたはずである。とすれば、ここでわたしたちは、国民諸階級が、各自いかなる要求をもって民権運動に参加していったかを、明確にしておかなければならない。個々の階級の利害にもとづく具体的な要求は、指導者階級と同盟勢力をむすぶ環である。このことはまた、ブルジョア民主主義革命をめざす政治過程が、終局では、国民の意志が代表者の意志にすりかえられ、指導者階級―代表者の階級的利害に適合した政治制度―ブルジョア議會主義がつくりだされてゆく道すじを追究してゆくためにも、ぜひ明らかにしておかなければならない問題である。さらに經濟過程に即して考えれば、ブルジョアの發展のなかで、当初には民衆とともに「下からの道」をになつて發展していった階級が、「上からの道」に買いとられ、鞍替えせられてゆく客觀的諸条件を考慮するための前提ともなるものである。

したがって、自由民権運動——国会開設請願運動組織化の過程を明らかにしようとするわたしたちは、まずもつて、近代化をめぐる階級配置、それぞれの階級的利害のあるところを確認することからはじめなければならぬ。

ついで、広汎な国民大衆を同盟勢力として結集したとすれば、そのいかなる要求をとらえることによつて組織化に成功したかが問題となる。自由民権運動の發展過程とは、客観情勢の推移——階級関係の變化してゆくなかで、国民大衆との同盟のしかた、あるいは、民衆の切実な要求をとり上げてゆく態度のちがいに、具体的に表明されているのではなからうか。大衆的要求にたいする態度の相違こそ、ほかならぬ土族民権——豪農民権——自由党・農民民権とふつう呼びならわされている指導階層の推移する過程であり、指導者たちが、民衆の要求を無視し、とり上げることを拒否したときが、民衆独自の組織が成立する時点であるといえよう。

以上のような問題をもつて、国会開設請願運動の階級構成、指導——同盟関係の發展構造を追究してゆくことになるが、論旨の具体的実証は、これまでと同様、主として岡山県地方での事実に求められる。すでに発表した山陽自由党と美作自由党にかんする二つの論文は、それぞれの地域での自由民権運動展開の見取図をあたえている意味において、本稿の直接的な前提をなすものである。

## 一一 近代化をめぐる階級配置

討幕運動の目標達成を意味している四年の廢藩置県をもつて、討幕派は急速に解体してゆくことになる。いうまでもなく、ここで近代化——討幕派の解体に主導をとつたものは、大隈・大久保ら絶対主義官僚であった。かれらがめざす近代化とは、強力な中央集権であり、全国的統一市場形成のための資本主義育成にあった。新官僚の手によ

つて、まず整備が急がれたのは、資本主義化の前提としての中央集権化である。東京遷都・御親兵鎮台兵設置・廃藩置県は、その目的にそつて行われた。中央集権化には、反対派の抑圧がともなう。いずれの国の歴史においても、絶対主義政府には、軍事機構は必須のものであつた。三年の御親兵設置において、天皇制軍隊創出のモデルケースを、薩長土三藩にもとめることによつて、討幕運動の主力を構成した三藩の無力化と、不平士族派のホープたる西郷隆盛を政府の側につけることに成功した。ここにはじめて政府は、自己の直接的基盤となる暴力装置をもちえたのである。御親兵と四年四月設置の鎮台兵とを従えた政府官僚は、地方割拠・士族反動の拠点と目された諸藩にたいし、廃藩と代る置県を断行し、新しく政府任命の官僚的事・県令を、各府県に配置し終えるのであつた。

かく一応の体制を整備しおえた明治政府は、五年以降に、直接、資本主義の發展をめざす近代化への重要な布石をおくことになる。以下においてわたしたちは、絶対主義官僚の近代化がいかなる性格をもつものであるかを明らかにし、近代化の布石をめぐる階級配置の基本線を把握するために、徴兵令・地租改正・殖産興業という最重要な三局面につき考察してゆくことにしたい。

### (I) 徴兵令

五年一月二八日の「徴兵告諭」は、士族にたいして徹底的な批判を下し、「上下を平均し、人權を齊一にする道」を目標として発布される(『太政官日誌』五年十二月一日の条)。「尾大の弊」と称され、諸藩割拠の根源をなす封建家臣団は、ここに解体を余儀なくされる。正面攻撃をうけた士族にたいして、国民全体の義務として強要された民衆の側では、政府の期待に反して、服役三年の血税供出と新税増徴の憂慮とから、かえつて政府に対立し、直接的反対闘争と消極的忌避の二方面から、徴兵令に対決することになった。

国民皆兵主義を標榜した徴兵制度は、「嘗て長藩の奇兵隊を一般四民に募集して、勇敢なる精兵を作り得たるの経験と、欧州諸國の兵制を視察したるの結果とに抛り、断然徴兵制度を立つることに決意し」と（山県有朋談「徴兵制度及自治制度確立の沿革」——『明治憲政経済史論』三九三頁）、足輕として討幕運動に参加した体験をもつ山県によつてうみだされたものであった。この山県兵部大輔の見解は、品川弥二郎において、さらに具体的にされる。品川は「我山口藩に於て維新前後幾多の大事業中、一として世禄士族の力ある事なし。要するに皆諸有志、即ち諸隊の功なればなり」と断言し、尊攘派下士と庄屋同盟の意義を強調する（田中彰「明治絶対主義政權成立の「過程」——『歴史評論』七五号一七頁）。徴兵令施行の意義にかんするこうした山県・品川の把握は、明らかに尊攘派士族のそれと異る。内乱過程における高杉晋作の場合を想起しよう。元治元年馬関に蹶起した高杉は、奇兵隊総管赤根武人を排撃しつゝ、「赤根がなんだ。あれは大島の百姓上りじやないか。俺は毛利家譜代の臣である。どっちが藩に忠義だかは一目瞭然だろう。この高杉に、ついて起て！」服部之総「明治維新における指導と同盟」——『服部之総著作集』五卷二一四頁）というとき、「徴兵令に基く新制度に対しては、武事を弁へざる農工商の子弟をして兵役に服せしめたりとて、到底其の任に堪ふるものにあらず」（山県前掲談話『明治憲政経済史論』三九三頁）とする士族的反対意見の源流を見出すことができるのであった。国家干城の任は士族のみにあるのが、士族一般の共通したところである。かくて、徴兵令反対の有力意見が、政府要路にある板垣退助・桐野利秋らからだされるのも（松下考男『明治軍制史論』上巻二五九頁）、討幕運動におけるかれらのあり方からすれば、当然のことでもあろう。前原一誠・大柴源太郎・島義勇、そして西郷隆盛につらなる一連の反革命分子派生の理由も、この山県・品川の徴兵令に求められるのであった。さらにも、士族民権派が専制政府攻撃の口火を切ったとき、「徴兵令政体不合して軍制立たざるなり」「徴兵の令

其機を得ず」と、批判の対象としてゆくのも(十年六月「立志社建日費」—『自由党史』一九〇・一九二頁)、未だ扞拭しえぬ士族の特権意識が然らしめたものであるといえる。

廢藩—減祿—徵兵令にたいする士族の不滿は、岡山藩では、四年六—七月の「解兵騒動」として具体化された。維新後藩政の基軸にすわった備前勤王党出身者の間には、廢藩をひかえて、尊攘—討幕運動以来の二派に分裂、対立抗争することとなる。すなわち旧藩士族をもって構成された第一兵団は、元三万五千石の筆頭家老の伊木大参事をおかづき、農兵による第三兵団および新式裝備の砲兵隊とは、森下権大参事にくみした。森下は、三十石の那奉行出身、かつての政争過程では、文久二年十月伊木派によってしりぞけられ、農兵—耕戦隊の組織者でもあった(『森下立太郎奉公書』岡山大学池田家文庫蔵)。かれは、来るべき廢藩置県を強力に支持する点において、再び伊木派に対立することになった(『岡山経済文化史』三二二頁)。身分制度にたいする人材登用、士族と農兵、いわば新旧の対立というかたちであり、すてにみてきた徵兵令をめぐる対立関係と本質的には同一のものである。一触即発の危機は、責任者の処分で一応回避されるが、問題はその後へもちこされ、岡山藩御小人出身新庄厚信が、藩知事に代つて十一月、新参事として赴任するにおよび、廢藩にたいする士族の不滿は爆発した。不平士族は、近在農民を煽動し、「知事復職」を強訴させるのであった(同上書三二三頁)。

「知事復職」を要求の一項目とした四年十一月の百姓一揆が、同時に土地改革反対(「田畑改正に付難没の向有之事」)・貢租附加税拒否・県知事祿米十分の一減額に対応する貢租九割減納を要求している点が注目される(『岡山県史稿本』八四頁)。廢藩置県にさいしての農民的要求は、そのまま徵兵令においてもひきつがれる。ただここでは、士族ラインと農民闘争が対立させられている点に大きな特徴があるといえよう。徵兵令に対決した農民闘争は、明

治初年に十五件をかぞえるが（『明治初年農民騒擾録』）、そのほとんどが、徴兵令および新法令による農民負担の増加に反対しているのであった。六年岡山県美作地方を席捲し、二六、九一六人の処刑者をだした一揆でも、「近来御布令何事に不依心に不謙、就中徴兵・地券・学校・屠牛・散髪・穢多の称呼御廢止等の条件に至りては実に不奉服、如何にも御損棄に相成」（同上書三四四頁）と、地券交付・学校建築など政府の手になる近代化が、民衆の負担と犠牲の上でなされようとするかぎり、徴兵令も新税増徴も血税賦課と、民衆にはうけとられるのである。

ふつう近代国家が、国民国家として形成されるかぎり、国家にたいする国民の忠誠心は、自発的なものでなければならなかった。ところが日本での場合、維新という変革自体が、民衆の指導によって行われたのではなく、したがって成立した新政府に、民衆の利害が反映するはずもなかった。ここから徴兵の義務は、自発性によってではなく、強制力によって履行させざるをえなくなるであろう。「人民にして護国の義務ある以上は、参政の権利なかる可からず、是天の斯民を生ず本旨なり、権利なくして義務を尽す、余輩未だ其の名の故たるを知らざる也」（『明治十三年全国国会開設元老院建白書集成』一一二頁）とは、一方的義務の強制としての徴兵制度を批判する国会開設請願者の意見である。もちろん、一般民衆にあつては、権利も義務の理屈ではなく、より直接的なかたちで、さきの述べた新税増徴が、反対闘争・消極的抵抗としての徴兵忌避にもむかせたのである。前掲建白書はつづけていう――「下民の兵役を嫌う事蛇蝎の如く、義務責任などに至つては殆んど知る者なし、下民言う、我千辛万苦して養育し僅に人と成したるを、官何故なく強奪す」したがって「免役脱役の術を共議し權謀詐術至らざるなし。」また「貧民子を生むに、長男の外女子を生めば喜んで育し、男子を生めば喜ばずして曰、此子折角養育し生長せしむと雖も徴兵に取られ其甲斐なかるべし、養育せざるに如かずと夫婦相談して天に帰すに至る」（同上書一一二頁）と、



徴兵令にたいする民衆の対応を記している。

いわゆる「徴兵分家」「徴兵養子」と呼ばれた抵抗は、免除規定による合法的忌避であり、七―八年から十年代にかけて広汎に行われた(これらの具体例については、大石懐三郎「徴兵制と家」―『歴史学研究』一九四号、松下芳男「明治軍制史論」上巻二七四頁以下にくわしい)。国民皆兵の名目に反しておかれた免除規定とは、第三章常備兵免役概則および第六章徴兵雜則并扱方第十五条とである。すなわち、第三章における十二の条項は、(一)体格不良者、(二)陸海軍将校生徒などの当然の除外者以外にも、(三)官省府県吏員と所定学校生徒、(四)戸主とその相続者、(五)養子ならびに父兄に代つて家を治める者などの免役条項をもち、さらに第六章第十五条では、代人料二七〇円を納入する者の除外を規定しているのであった(松下芳男同上書二四六頁)。したがってこのかぎりでは、士族に独占された将校・下士官、官僚およびその候補生、二七〇円の代人料を支払いうる大地主・ブルジョアジー、そして税金賦課単位としての家の相続者などが免除の適用をうけ、一般大衆、それも下層民衆ほど、のがれられないしくみになっていた。換言すれば、このことから、徴兵制度のなかに、明治政府が志向する近代化路線にしたがって、階級的性格がもちこまれるのであった。

これまで、廢藩―徴兵制度にかんする利害のあるところをみてきたが、小括すればつぎのようになっていることができよう。まずもつとも大きな打撃をうけ、それだけに切実な利害をもつのは、下層民衆であった。死を賭した反対一揆以来、三年にわたる血税供出忌避のため、あらゆる努力をかさねていたかれらは、徴兵免除の実現をつうじて、国会開設に大きな期待をかけることになる。将校下士官などの職業軍人、政府官僚とその候補生として権力機関に参加できるのは、一部の限られた士族であり、「尾大の弊」と呼ばれる大多数の士族の不満は変らなかつた。不満

のハケ口は、徴兵反対一揆鎮圧徴募兵、台湾出兵というかたちで現われてくる。あるいは一連の士族反乱から士族民権へと、かれらの反政府理論の基底をかたちづくってゆく。もとよりそれが、民衆の反政府闘争と峻別されるものであることはいうまでもない。これらの反対派にたいして、いわゆる「豪家の農商」の場合、徴兵分家・代人料などの免除規定利用が充分可能であり、そのかぎりではほとんど影響はなかったといえる。したがって、民権運動の主導権をかれらがとったとき、徴兵問題が、みずからの要求としては決して提出されることなく、つねに同盟者の側からのみなされ、それをうけていたにすぎなかったのである。

## 〔II〕 地 租 改 正

地租改正が、旧来の幕藩領主的土地所有の変革であったことは、誰しも異論をはさむものはない。だが、それがいかなる変革であったかという点においては、多くの問題がのこされている。

まず確認しておかなければならないことは、旧来の封建貢租と形態的には相異しているにせよ、なお地租は、その本質に封建貢租たる性格を付与されつつ、絶対主義権力によって決定づけられた点である。同時に、地租が制度ないし形式の上では、収益税ないし名目的財産税としてのかたちをもたされたことは、地価に対応する土地収益の増大によって、近代的租税に転化してゆく可能性をもつものであった。だが、明治六年という歴史的時点においては、国家経費をまかなう唯一の財源であるかぎり、まず「旧来の歳入を減ぜざるを目的」とし、それを可能にするように地価が算定され、地租を賦課しなければならなかった。したがって、現実の地価決定においては、生産費評価・米価調査・利子率査定をはじめ一切の問題が、政府の意図をみたすために、権力によって強行的に遂行されたのである（これらの点については、有元正雄氏のすぐれた分析「地租改正における地価の決定」―『史学研究』六十号に）くわし

い)。とりわけ、生産費評価において検査例が近代的形式をとりながら実質的に労賃部分の完全無視をはじめ、生産費を不当に過少評価したことは、地租の本質を決定づけるものであるといわねばなるまい。かくして、地租改正遂行過程において、さらには自由民権運動において生産費再評価による地価修正の問題がひきだされることになる。

小農民経営を基盤とし、「旧来の歳入を減ぜざるを目的」とした地租をもって、ここに領主的土地所有の廃絶が行われるのであった。右の大前提のもとでは、いかなるかたちの変革を行うかという政府内部での対立は、決して主要なものでも基本的なものでもありえないであろう。そこでは、つぎの三つの階級配置が考慮されねばならない。第一には、地租改正を実施することにより、幕藩領主的土地所有を国家的封建的土地所有に集中統一し、もってその編成替をなさんとする明治政府のラインである。第二は、政府の地租改正と対立しつつ農民的土地所有実現を志向する農民階級の動向である。この場合、地主層と耕作農民との内部対立をはらんでいるが、国家的封建的土地所有と地租に対決するかぎり、ここでの矛盾対立は、従属的副次的であるといえる。後述する民権運動とくにその解体での問題は、この農民的統一戦線の決定的分裂にある。第三の方向として考えられるものは、前二者がいずれも近代化をめざす対立路線であるのたいして、廢県復藩を志向する反動的なものである。西南雄藩の祿券法や弘前藩の帰田法のごとく、徴租権委譲による郷土的土地所有を創出しようとする<sup>(註)</sup>。だが、この郷土的土地所有の方向は、政府権力によって直ちに潰滅させられるのであった。

〔註〕 祿券法・帰田法については、丹羽邦男氏の研究にくわしい(「地主制創出の政治過程について」—歴史学研究会編『明治維新と地主制』二五一頁・「地主制の成立」—『日本歴史講座・近代の展開』六四頁)。祿券法は、農民の土地保有権を否定することにより成立し、帰田法また有償買上げとはいえ、領主的所有権の優位を前提してのみ実現可能な方法である。いま、

具体的に出雲母里藩で施行された帰田法についてみることにする。

母里藩では、明治三年全藩士に対して、領内全農民から耕地を「強制的買上げ」ることにより実施される（原伝「出雲母里藩に於ける帰農」―『松江藩経済史研究』所収）。弘前藩の場合では、十町歩以上地主層を対象としたのに対して、ここでは全農民が対象とされた。それは明らかに、領主の所有権優位を前提としたものであり、領主的土地所有否定をめざす明治政府の方向とも対立することになる。したがって政府は、責任者を処罰し、買上代金の融資すら拒否する（同上書（一七一頁））。農民の側においても、「二千戸余帰農するに、田無し、民の田を奪うに非ざれば能わず、民田を奪われるを恐れ、卒失う所を憂い、哈ど將に沸騰せんとす」（『江木鰯水日記』下七五頁―『大日本古記録』所収）のごとく抵抗を示す。

政府の地租改正をめぐる階級配置の具体的な態様につき、以下岡山県での改正遂行過程にそくしてみてゆくことにする。

岡山県の場合、地租改正に先だつ明治四年に、一県独自の土地改革が行われた。その内容にかんしては、『府県地租改正紀要』が、つぎのように記述している。

「……其他旧来厚税にして、其地の取糧を挙て之を輸納するも、尚税額に足らざるもの多し、其足らざるものは皆一村人民をして弁納せしむ、甚しきに至ては、一村挙て弁納の地となるあり、一村過半荒蕪不毛に属するものあり、積年の久しき其弊遂に救う可らざるに至る、於是明治四年悪田畑改正の挙あり、其法たる弁納厚税にして人民全く保有する能はざる地は、随意に其所有を放ち無代価上地せしめ、之を檢して人民僅に私有するに堪ゆべきの税額に改正し、更に投票公売して以て其所有を定め、且其各種の救助法を廢し、従来加損を附与するの地にして其厚税に堪へず、各自保有する能はざるも亦公売の地に準じて之を更正す、然れども唯人民をして纔に力を田畝に尽さしむるに過ぎざるなり」（『府県地租改正紀要』岡山県備前國四頁）

この土地改革にたいして、農民は正面から対立した。四年十一月、磐梨郡田原下村外十二ヶ村・赤坂郡南佐古田村・津高郡河内村外二六ヶ村・上道郡寺山村外十一ヶ村など、山陽道沿いの広い地域にわたって農民闘争が展開さ

れる(『明治初年農民騷擾録』三三〇頁以下)。所在の大庄屋・酒屋・大地主を打こわしつつ岡山へ進撃していった農民大衆が要求したところは、「一、田畑改正に付難波の向有之事一、知事家禄十分一の上は貢米十分一相納度事一、夫口饑饉代御免之事一、義倉廃止之事一、知事復職之事」(『岡山県史稿本』八四頁)であった。土地改革は、『府県地租改正紀要』の記述と異つて、貢租増徴を結果したのである。したがって邑久郡地方では、「税法公平を失し田畑荒廢に帰せん」としたため、農民におされた行幸村大庄屋野崎万三郎(のち岡山県権大風として地租改正に反対する)が、代表として出訴し、ついに「地租の負担に堪えざる田畑一万七千町歩を審調」させることに成功した(『備前岡山人物叢海』二六〇頁)。

この土地改革をへて、地券調査・地租改正が実施されていった。

五年の地券調査が、「名客帳紛乱し人民孤疑を懐き、事務之が為に遅滞す」(『北条県史』二七頁)の空気をかもし、八年四月には、「久米北条郡の人民改正の是非を論じ頗る物議あり、戸長及總代人等屢々説諭を加うると雖も、益々不平の色あり、外郡も同様苦情あり」(同上書二〇一頁)へと発展していった。このような実地担当者たる戸長・總代人にたいする一般的索困気は、ついに岡山県下区戸長をして、地租改正反対の決議をさせ、さらにそれは県令以下県庁全職員にたいする反対闘争にまでたかめていった。結局は、県令をはじめとして、一一一名の岡山県庁全職員は罷免となり、新県令によって地租改正が強行されることになるのであった。農民大衆の下からの圧力、旧来の年貢と実質的に變るところのない地租にたいする階級利害の認識が、区戸長から県庁全職員までまぎこんだ全県民的抵抗を可能にしたものといえよう(この過程の詳細については、拙稿「山陽自由党の組織過程」——『經濟論叢』七八卷一号に記した)。

政府の地租改正に反対の一点において、すべての県民は統一することができた。しかし反対した県民のなかには、それぞれ独自の階級利害が主張されていたはずである。

まず士族の場合、すでに記した解兵騒動・知事復職の百姓一揆煽動にみられるごとく、近代化に逆行する厩馬復藩の志向は、明示されていた。だが土地問題として、株券法・畑田法のごとき働きはみることができなかった。いわば、事実上の農民的土地所有、それを前提とした地主的土地所有が、広汎に成立していたことによるものであるうか。さきの四年土地改革にかんする資料では、「人民全く保有する能わざる地は、随意に其所有を放ち無代価上知せしめ、之を検して人民僅に私有するに堪ゆべきの税額に改正し、更に投票公売して以て其所有を定め」（『府県地租改正紀要』岡山県四頁）と、県による保有地再分配についての記述がある。未だ具体的な資料には接しないが、わたしはこの「上知」↓「投票公売」による再配分を、士族による土地売却、地主化ではなからうかと考えている。というのも、後述する地租改正反対にさいして、士族層の一部が「低価を以て地所を買得」した地主としてたち現われてくるが故である。

区戸長および県庁職員の場合についていえば、区戸長層の経済基盤を一般的に概括するとき、それが、三〜十町程度の土地所有と手作経営を主体とする豪農層として把握できるのである（拙稿「自由民権運動と豪農層」―『経済論叢』七六巻一号）。また、地租改正に反対した岡山県庁職員とは、『岡山市史』に依拠すれば、権県令石部誠中（山口県士族）・権参事西穀一（備者―学校督事―国会開設請願運指導者・民権派士族の代表）を頂点とし、権大属野崎万三郎（前述邑久郡行幸村大庄屋として土地改革に反対―岡山県農工銀行創立者）・中属村上長穀（士族―十年第二二国立銀行支配人―十三年岡山紡績支配人）・権少属佐々木善三郎（旧藩御用商人・町総年寄格―十年岡山米商会所頭取―十七年岡山丸持角

力東張出大團)ちが、その上級官員として構成するものであった(『岡山市史』六卷・四六四頁)。人名に附した括弧内は、それぞれの出身およびその後の経歴であるが、いずれにせよ地主的土地所有の上に立脚し、岡山においては有数の地代収入を得ている階層である。

ところで、かれらが政府の地租改正に反対した理由として、改正局出張官員戸叶正明の報告は、つぎのように記している。「官員并士族之内昨年以來低価を以て地所を買得し、改正を得て利を得んと計るもの不勤、然るに本年旧慣据置になる時は、進退空るもの往々有之、其党より士族杉山某に謀り、……杉山より西参事へ迫ること兩日、西は杉山に旧恩を受ける人にて止を得ず承諾し、而して西と杉山より石部県令に迫り」と、士族の地主的土地所有拡大の利益を守るため、反動派士族の総帥杉山岩三郎の暗躍を指摘している(丹羽邦男「地主制創出の政治過程について」『明治維新と地主制』二八六頁)。岡山県職員を、「多くは旧藩士族」とみれば、右のようなつながりを考慮することができようが、上級官員の主力は、すでに記したとおり、岡山きっての地主であった。たとひ士族身分にあるとはいえ、その経済基盤は地主的土地所有にあった。「備前西郷」として勢力をふるう杉山岩三郎の圧力とは、明らかに、士族の地主化の利害を反映するものであった。御馬役の二男として生まれた杉山自身、尊攘——討幕運動から島根県権参事をつとめた経歴をもち、九年には第二国立銀行の創立発起人に、岡山紡績・商法会議所・開墾などに活躍する将来をもつものであった。杉山ら士族層は、土地改革以来、「低価を以て地所を買得」しつつある。かれらが予想した改正による地価は、政府査定よりはるかに低いものであった。したがって、「改正を得て利を得んと計」っていたところ、現実はこれに反して、「旧慣据置」であり、政府指令の反当一石七斗の収穫米は、予定の二割増をはるかに上まわるものであった。地主として、かれらがつとも切実な関心は、低額地価の査定に

ある。その上県庁にあっては、全県下農民あげての反対闘争に対処しなければならなかった。杉山の西権参事―石部県令への強要は、県庁職員に最後の決定を行わせ、ここに県令以下全県の反対体制が成立したのである。

豪農・地主層が要求する低額地価決定——地租減免は右にみたごとくであったが、中貧農・小作人を主体とする耕作農民の地価決定にたいする関心は、本質的に異なるものであった。地租改正の本質究明のところでは指摘したように、地租の封建的性格、地価決定における生産費過少評価が、ここでは問題となる。とりわけ労賃部分の無視は、耕作農民の場合、決定的である。したがって、地租改正遂行過程以来十年代にかけてたたかわれる地価修正運動において、耕作農民にあっては、農業経営との関連で問題にされてゆくのであった。これにたいして地主における地価修正の要求は、小作料収入の増加と地租の軽減にもとづくものといえる。わたしたちは、地租改正に反対する地租減免が、土地所有農民のすべてを集めてくる最小限綱領である点を確認しつつも、その底に流れる異質の路線を峻別しておかねばならない。

また、小作人にとっては、土地保有権の確認を意味する地券交付——地租改正は、全く無縁の存在であった。だが改正を機として、現物納に代る金納要求が、地主階級にだされたことは、注目すべきことである。すなわち、七年正月「岡山県米価騰貴し殆んど石代平均相場は二倍に及ばんとし、小作人等地主へ正米収納を厭い、平均相場を以て弁却すべきことを主張し圭角を生ず」(『岡山県史稿本』二四六頁)と低額金納を要求する小作騒動の脅威がはじまるのであった。対抗して、八年頃からは地主主導による新たな小作契約の締結がすすめられてゆくといわれ(丹羽邦男「地主制の成立」―『日本歴史講座・近代の展開』六一頁)、さらに小作問題にたいする地主同盟がつくられてゆく(拙稿「備中酒津梶谷家の小作問題」―『農政調査会編』小作騒動に関する史料集』一〇六六頁)。小作人の要求は、とくに十三



年末以降、この地方でも明確化し、新聞紙上に数多く報ぜられるようになるのであった。

### 〔Ⅲ〕 殖産興業

近代化の「上からの道」は、大久保内務卿によって、地租を財源とした殖産興業政策をつうじて、典型的に具体化されていった。

洋行から帰った大久保を待っていたのは、征韓論であるが、論争決裂がかえって大藏官僚の地位を強固なものとし、大久保・大隈ら官僚派が政治の主導をにぎることになる。外遊中、英国の富強の基盤を、工場工業のなかに編てきた大久保は、六年十一月、内務省を創設し、農・工・商にかんする一切の事務を掌握することによって、殖産興業政策を強力に推進することになった。かれ大久保のプランが意図するのは、「大凡国の強弱は人民の貧富に由り、人民の貧富は物産の多寡に係る。而て物産の多寡は人民の工業を勉励すると否ざるとに胚胎すと雖も、其源頭を尋るに、未だ嘗て政府官吏の誘導奨励の力に依らざる無し」(「殖産興業に関する建議書」—鹿野政直『日本近代思想の形成』一四二頁)というごとく、明らかに政府権力による資本主義育成である。かくして、産業貸付金の交付・重要産業の官管・政商資本の保護育成などの方法をもつて、大久保の殖産興業は行われていった。

政府予算のなかで殖産興業費は、第四期から第七期にいたる間では、一、〇〇〇万円乃至八〇〇万円が計上され、歳出総計にたいする割合が、一〇〜二〇%と比較的大きいという意味で、特徴ある時期である。同時にこの時期では、その七割までが、官管および特定産業育成費に向けられており、いわば上からの資本主義化がもつとも積極的に行われたときである。これにたいして、八年から十三年にいたる時期は、殖産興業費の絶対額は、三、五〇〇万円に減少するが、使途においては、一般勸業費が七、八割の比率をもっている。この時期は、士族授産が行われ、

地方産業が勃興したときであり、それらを促進する勸業資金として地方に配布された。殖産興業政策の本質は、一貫して変らないが、おかれた力点のちがいがから、この二つの時期に分けて考えてゆくことにする（予算額は『明治財政史』第三巻による）。

政府権力の保護育成による資本主義化という大久保構想は、前述資金をもって、まず各種工業部門での模範工場の設置・重要鉱山の官営・外人技師の招聘等の方法により遂行されていた。五年の国立銀行条例は、三井組・小野組ら政商資本を銀行資本に推転させ、まず産業發達の前提を整備した。あるいは交通機關の整備拡充として、三菱資本に年額二五万円の助成金が、海運保護のもとに交付された。ここでの資本主義化の意義とは、「苟も財用充足せざれば、上下衣食に奔走して其他を顧るに暇あらず。果して如此なれば、仮令海陸軍備の闕、学校教育の盛ありと雖も、徒に虚実に属して国其国にあらざる事、古今万国其例鮮からず」（大久保「殖産興業に関する建議書」―鹿野政直前掲書一六二頁）といわれるごとき、軍備擴張に優先する産業の興隆であった。

こうした官営産業・特権的政商資本の圧力が、民間産業・地方ブルジョアジの發展に大きな制肘を加えていたことはいうまでもない。十年の立志社建白書は、対立するかれら地方における「豪家の農商」の声を反映してつぎのように批判をしているのであった―「却て工商の権を擁し、人民の利益は偏頗に歸し、或は数十万の金を以て某会社の資を成し、或は数万の財を出し某会社の業を起さしむ。賑濟の途其人を限るが如し。各省の定額も其長官権力の輕重に従て増減あり、而して事務の増減亦之に従う。故に定額に依りて事務あるが如く、事務佐くるの定額たるを見ず。抑も天下人民は己れの身命に關するの税なり、己れ膏血を輸たすの租なり、而して其租や其税や、納るるに厭酷の方あり、出すに節制の跡なし……」（『自由党史』第一分冊一九三頁）。地方ブルジョアジの殖産興業に

たいする批判は、いまや議會制度をつうずる租稅協養權・予算議定權への要求として發展してゆくのであった。

政商資本と地方ブルジョアジーの間における矛盾は、特權的政商資本が、各府県の官公金取扱業務に従事し、それをつうじて地方へ進出してきたことから明確化した。地租改正は、租稅形態を金納化したしたが、その前提条件として、全国各地に米穀市場の創設——米穀取引のための金融機關の設立が必要であつた。かくて、国立銀行条例は、国立銀行にたいして官公金取扱の特權賦与を規定し、七年上期六・%、八年上期四五%、九年上期三〇%という官公金を、その預金中に確保させたのである(『明治財政史』十三卷四四四頁)。しかも、この官公金は、無利子預金であり、各国立銀行大株主には無担保で貸付けることができたのである。ここにおいて政商資本は、官公金を財源として、高利貸—金融—商業—産業へと、進出してゆくことが可能となつたわけである。この官公金取扱特權は、条例にもとづく四つの国立銀行だけでなく、維新以来、政府の会計局為替方を担当していた三井組・島田組・小野組なども、「府県方」と称し、その特權をもつていた。つまり政商資本は、「府県方」をつうじて利殖し、「府県方」によつて地方産業を支配していったのである(これらの点について、とくに国立銀行の成立過程については、荒井正夫「日本における地方銀行の發展」—中央大学『経商論叢』六二号にくわしく論じてある)。

岡山地方に進出してきたのは、横浜の島田組であり、八年の破産まで、岡山・小田・北条各県の公金収支を独占的に取扱つてきた。この島田組政商資本にたいする地方ブルジョアジーおよび民衆の對抗關係を、ここでは小田県下の養蚕—製糸業を例にとつてみてゆくことにする。

五年六月、備中等岡に小田県庁がおかれて以来、県權令矢野光儀は、等岡に支店をもつ島田組と提携し、蚕糸業を積極的に奨励していった(『岡山県蚕業沿革史』六四頁)。かくて同年十月には、県官殖産機關——小田県会社が設

けられ、本局方法および貸付・殖産・商業の各座方法が整備し、笠岡の元社・玉島・倉敷・高梁・福山・鞆津の分社を中軸にして、二〇ヶ所の出張貸付所が県下におかれることになり、殖産興業政策は、強力に推進されるにいたる（『日本勸業銀行史資料』第二集三十三頁）。だが、ここでの問題は、「養蚕・牧牛・製茶等開業の儀は、殖産の最専務に付、其土地検査及び正副戸長地主進退人等へ懇に示談の上故障の、有無等聞知し、見込書相そへ御県庁へ申立指揮を受くべき事」（同上書十一頁）と、殖産座方法第一則に規定されたごとく、地方産業の發展は、県庁∥島田組によって、上から統制把握されている点である。養蚕業の發展は、六年に入り、島田組仮製糸場開業となり、「逐日各所より所産の生繭を輸送し来るもの絶えず」の盛況にたっし、さらに七年には、二四釜の器械製糸場が島田組資本によって完工することになる（『岡山県蚕業沿革史』六五頁）。

このような小田県∥島田組の手になる蚕糸業奨励とは、生産者農民の間で、近世封建社会以降發展してきたていか蚕種製造・座繰製糸の成果の上に立って行われたものであり、しかもこの成果を、自己の独占的支配系列のもとに把握しようとしたものにはかならない。江木鱒水が福山藩士による養蚕経営（『江木鱒水日記』下巻七、二二、四六、一三七、一四一など各頁に記してある）をはじめ、四年小田郡矢掛村佐伯義門の専用桑園一町五反歩造成、それを基礎とした養蚕共同経営・蚕種製造、あるいは堺村三宅息次の座繰製糸など（『岡山県蚕業沿革史』四五頁）、いずれも新しい時代における新しい需要に対応して、自主的にうみだされたものであった。さらには、かかる養蚕業の生産力段階を集大成したものとして、前述佐伯義門による六年十一月の『山蚕養法』、福山町海野章吉の『養拾蚕遺篇』が著わされた（同上書七三頁）。だがこれらの刊行が、島田組笠岡製糸場からなされたことは、地方産業にたいする政商資本の、あからさまな支配体制の確立を表明するものといわねばなるまい。

ときに七年六月、小田県学校督事阪田文平(初代岡山県会議長)ら四人から、県令へ提出された臨時議院設立要求書——『奉矢野権令書』は、蚕糸業をめぐる対立にたいして、地方ブルジョアジーと民衆の意見を反映し、するどく県政を批判したのである。かれらが指摘する「疑う処」二三ヶ条の失政には、勸業政策について「勸業少々疑う処あり、殖産会社の取立金少々疑う処あり、島田組上棟の儀式少し疑う処あり、御官員管利に關係少々疑う処あり」と言及し、小田県——島田組による殖産興業を攻撃した(『奉矢野権令書』については、拙稿「下流の民権論の胚」——『瀬戸内海研究』七号を参照していただきたい)。

八年から十三年にいたる時期の特徴は、もとより前期よりの方針の継続が基調であるが、秩禄処分と士族授産が中心になる。

士族授産の前提は、廢藩置県——禄制整理——禄制廃止である。これら秩禄処分の過程は、中央集権の確立をめざす政府官僚が、士族反対派の基盤にたいする最後のな打撃として行つたものであった。その第一着手は、五年二月旧藩の禄券法および帰田法の禁止としてなされ、まず復古的な郷土的な土地所有への道が阻止される。以後禄制の整理は、六年十二月の秩禄奉還制度、八年七月同中止、八年九月秩禄の金禄への改定——金禄公債証券交付とすすみ、封建的禄制は処分されていった(吉川秀造『士族授産の研究』七〇—九一頁)。中央集権をもって資本主義化の道を歩む明治政府の秩禄処分は、こうして封建家臣団を解体し、大量的な無産者をうみだしていった。そのかぎりて秩禄処分は、資本の本源的蓄積の過程としての意義をもつものであった。世禄から強制的に分離され、生活の資を失つた士族たちは、政府主導の殖産興業にすくい上げられ、労働者として吸収されてゆくことになる。他方この過程は、金禄公債が資本へ転化してゆくプロセスでもあった。

政府の殖産興業政策また、それを補充しつつ士族授産というかたちをとってゆく。政府官僚においては、日本資本主義のにない手として、士族―「実業に従事するインテリゲンチヤ」が期待されていた。岩倉具視によれば、「士族は積世涵養の力を以て其精神を發揮し、百科に進むに足り、其志行を奮勵し、以て艱苦に耐ゆるに足り、其氣力を旺盛にし、以て外人と競争するに足る。今の現況に拠るに、學問百科凡そ以て国の事業を進歩せしむべき者、士族の性尤も近き所とす」（十一年七月『岩倉公実記』下巻五四八頁）であり、大隈―大久保はすすんで「貸付局を設立して一種の資本手形を發行し、以て産業工作を起して物産の蓄殖を期し、且つ地租・家禄の制をして各々其宜を得せしめん」として、貸付局設置意見書をだし（九年五月）、さらに十一年三月、大久保の「一般殖産及華士族授産に關する建言書」、同年五月、大隈の起業公債一千二百万円募集へと發展していった（吉川秀造『士族授産の研究』二五八―二六三頁）。同様の士族―「中産階級」による資本主義化のコースは、資本主義のブルジョア・イデオログ福沢諭吉によっても、高唱されているのであった（鹿野政直『日本近代思想の形成』一七八頁以下にくわしい）。

かくして、十年前後に發足した会社・工場・国立銀行など、そのほとんどが秩禄を資本とし、士族授産事業の一貫としてなされたのであった。岡山県の場合も例外ではない。第二十二国立銀行・岡山紡績・児島灣干拓の徴力社などをはじめ、明治十四年『第一回岡山県統計書』が記載する会社工場の大部分が、士族によって、士族資本を基礎にしてはじめられた。個々の事例については、吉川秀造『士族授産の研究』（三九六―四四七頁）にくわしく分析されているので、ここでは記さない。ともあれ、政商資本を背景に、地租を充當した殖産興業資金をもって、士族の「腕力武勇」「學識徳義」のなかに資本主義のトレーガーを見出しつつ、上から強力に保護育成するのであった。さらに、かかる方略での資本主義化が、「失意の旧官吏、不平の士族等、党類を結合し名を民権に仮託して衆庶

を煽動し、政府を誹議し、漫りに政体を変革せんと謀る者あり」(十二年三月伊藤博文の上奏文)との把握にもとづく政治的考慮からもなされた点に注意を払うべきであろう。民権運動發展過程において、士族層切崩しを目的とする士族授産にたいして、わたしたちは生産者的・農民的批判をもつのである。たとえば、児島灣開墾における士族優先にあたっては、「是則ち偏倚不公平に陥るものにして、人の断じて取らざるところなり」と、『山陽新報』は社説をかかげて論難する(十三年八月二十九日号)。また十四年に巷間で伝えられた士族授産については、『美作雜誌』第十六号が、詳細かつ徹底的な批判攻撃を展開した。すなわち、負債に苦しむ政府に、「何ぞ士族を救うの余資あらんや、まして「多数の人民を苦しめて少数の人民救助するが如き愛憎偏懸の事をなすべき理由毫もなし」と断じ、たとい「貧民救助」は政府の義務であるとしても、「貧民は何ぞ只士族のみに限らん、農に商に工に其數固より多し」と批判する。さらに士族授産の目的については、「士族に施恩して其叛心を防がば、是不立論者の爪牙を絶つものにして、災害を未然に防ぐの策」であるとすれば、その前に「政府自ら内に顧みて其正心に問へ、汝の正心能く論者が原由を知れり」と政府につめ寄るのであった。かく士族授産を批判する『美作雜誌』記者が、士族そのものを批判の対象としているものでないことはもちろんである。問題としているのは、士族がうけようとするとモ付融資の士族授産にあった。「嗚呼、全国の士族諸士よ、志士は渴して盗泉の水を飲まず、義士は飢て嗟來の食を喰わずと。諸士は皆恥を知るの志士なり義士なり。宜しく依頼怠惰の念を去り、奮発勉勵自ら就産の法を求むべし。」すなわち、近代化の道は、権力と対立抗争しつづ、みずからの力によって推進される必要を力説するものである。

『美作雜誌』のこうした発言を支えているのは、作州地方における民権派豪農であり、製糸マニユを経営するマニユファクチュア・ブルジョアジードであった(拙稿「自由民権運動と豪農層」——『經濟論叢』七六卷一号)。

#### 〔IV〕 小 括

以上わたしたちは、明治政府の近代化路線における重要な布石である徴兵令・地租改正・殖産興業をとりあげ、民権運動への展望をもあたえつつ、それぞれの局面における階級配置について考察してきた。

政府路線に対抗する「下から」の近代化コースの場合、十年以前の段階においては、その内部に存する矛盾の側面は未だ統一されていなかった。

徴兵令が、免除規定をもち、反対一揆鎮圧が士族徴募兵でなされたごとく、ここでの利害関係はきわめて複雑であった。しかし、もつとも切実な要求と関心をもつて一揆をたたかい忌避を考えたのは、下層民衆であったこと、すでにわたしたちが確認してきたところである。地租改正では、近代的外資をまといつつも封建貢租としての本質をひきついだ地租の重圧に対立して、生産費再評価による地価修正をもつて経営の発展を志向する耕作農民を基軸に、これには内部的対立を示しつつも地租軽減を最小限綱領として、地主層をもふくめた土地所有農民全体が結集するのであった。したがって、民権運動が改正そのものではなく地租軽減に、主要な闘争目標の一をおいたことは、運動のもつ階級構成を示すものであるといえよう。また殖産興業をめぐるには、官営・政商資本的近代化にたいする地方ブルジョアジーの対抗が基軸となる。地方産業のない手たる「豪家の農商」を、耕作農民の先頭に立たせて「上からの近代化」に対置してゆくか、特権賦与をもつて政府路線にかいとられてしまふかが、十年以降の政治運動における課題となる。

十年をさかいとして、「下からの道」は統一され、正面から政府路線に対抗してゆくことになる。この反政府統一戦線発展のなかに、前述分析してきた階級利害が、いかに具体化されてゆくかがつぎの問題になる。